

静県職第295号
2024年2月2日

静岡県知事 川勝平太 様

静岡県職員組合

執行委員長 伊藤隆弘

要 求 書

日頃、貴職が職員の賃金・労働条件の改善に向け、努力されていることに対し、敬意を表します。

静岡県職員組合は、2024年2月2日に第214回本部委員会を開催し、春闘要求書を決定しました。私たち県職員は、公務・公共サービスに対する県民の期待に応えるため、それぞれの職場で全力を尽くしています。しかし、その職務環境は、人員不足による長時間勤務が一向に解消されることはなく、65歳まで安心して働き続けることができるのか、心配する職員も少なくありません。

貴職が、真摯に業務に精励する職員の努力に応えるため、下記要求の実現に向け賃金・労働条件改善について、誠意をもって回答されるよう要求します。

記

1 賃金及び諸手当

- (1) 基本賃金について、一律15,600円以上の引上げを行うこと。
- (2) 若年層、中堅層職員の給与水準を大幅に改善すること。
獣医師への初任給調整手当が他県に劣後していないか速やかに調査するとともに、薬剤師など獣医師以外の専門職種についても処遇改善を行うこと。
- (3) 通勤負担軽減のため、通勤に係る時間は60分以内となるよう、人事異動に際して配慮すること。また、通勤費用の自己負担解消に向けて、駅周辺の有料駐車場等の手当算定期件を緩和するなど、前向きに研究を進めること。
- (4) 高齢層の最高号給到達や昇給抑制措置について、人事委員会に改善を要請すること。
- (5) 職務の級の適用について改善すること。行政職給料表においては、副班長級を5級、班長級全職員を6級、課長級全職員を7級適用とし、他の給料表についても同様に改善すること。また、研究職の再任用職員の配置を拡充すること。
- (6) 効率化制度について、退職手当の割増率等を、国の早期退職募集制度を上回る制度とし、退職手当調整額を改善すること。
- (7) 現業職の給与水準回復について、可及的速やかに実行すること。
- (8) 一時金は期末手當に一本化し、支給月数、職務加算措置について改善すること。

- (9) 特殊勤務手当の見直しにあたっては、別途提出する「特殊勤務手当等の改善見直しに係る要求書」に基づき、特殊勤務手当等を支給すること。
- (10) 夜間休日の緊急対応の多い児童相談所職員の調整額等を改善すること。
- (11) 人事評価制度については、労使合意を尊重するとともに、常に改善を図ること。
- (12) 緊急対応業務の職員の負担を軽減するとともに、手当を工夫して支給できるようにすること。

2 人員増、労働条件等の改善

- (1) 慢性的な時間外勤務を解消し、災害時にも迅速な対応を可能とするよう、計画的に増員すること。特に、年間の時間外勤務が360時間を超える職員がいる職場については、確実に増員を行うこと。当面、年間540時間超の職員がいる職場については、直ちに増員を行うこと。
- (2) 勤務時間の確実な把握に向けた対策を実施した上で、未申請による時間外勤務手当の未払いが発生しない仕組みをつくること。
- (3) 在宅勤務の拡大試行については、少なくとも半年ごとに検証を行うこと。
育児・介護・治療と仕事を両立する職員を支える周囲の職員への業務集中を回避する等、バランスを考慮した人員配置とし、誰もが働きやすい職場づくりを推進すること。
- (4) 課には必ず班を置き、班長及び副班長を配置すること。役職定年制に伴う降任、降格にあたっては、これまでの班長級昇任ペースに支障を来さないようにすること。
また、50歳以上の班長級未昇任者及び38歳以上の副班長級未昇任者をなくすこと。特に班長級の未昇任者比率が高い職種については、特段の配慮を行うこと。
- (5) 障害のある職員や長期療養からの復帰職員が、無理なく職場に適応できるよう専門家を配置し、必要に応じて個人と組織との間の調整を行うこと。また、当事者や周囲の職員の過度な負担にならないよう、十分な人員体制とすること。
- (6) 社会問題化しているカスタマー・ハラスメントの実態を把握し、対応した職員を適切にサポートする仕組みをつくること。
- (7) 庁舎の冷暖房について本庁、出先を問わず、労働安全衛生法及び関係政省令に規定する室温を確実に維持できるよう、運転するための予算を確保すること。
- (8) 正規職員の欠員補充にあたっては、同等業務を行い得る正規職員又は臨時の任用職員の配置を原則とすること。
- (9) 障害等のある職員について、合理的配慮が提供できるような仕組みを作ること。

3 会計年度任用職員の賃金労働条件の改善

会計年度任用職員の職務経験が賃金に反映されるよう、給料表適用号給上限を引き上げるとともに、休暇制度の改善を図ること。特に育児や看護、介護、病気に係る休暇を有給休暇とするほか、家族休暇を新設すること。